**平成２０年（フ）第２８８号**
神奈川県横須賀市大津町４―12―33号、住民票上の住所神奈川県横須賀市根岸町４丁目25番９号　金子ビル302号
破産者　漆原　俊雄
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２１年（フ）第６５７号**
神奈川県厚木市上依知2706番地１　ファーストハウス203、前住所神奈川県厚木市鳶尾３丁目３番８―503号
破産者　田中　幸徳
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２０年（フ）第３８５５号**
名古屋市瑞穂区彌富通５丁目62番地　ユニーブル瑞穂マンション701
破産者　伊藤　憲一
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第２４９号**
愛知県田原市馬伏町中瀬古253番地
破産者　神谷　正夫
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２０年（フ）第３２３号**
愛知県豊川市萩山町３丁目42番地の３
破産者　白石　　学
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第２４５号**
愛知県豊橋市西岩田４丁目２番地の５
破産者　アン・ヨークこと　後藤　珠水
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第１３１号**
京都市北区紫野南舟岡町２番地４
破産者　前田　育亮
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１８６号**
広島市中区吉島西２丁目13番23―201号
破産者　廣田　誠聖
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第８６３号**
札幌市北区百合が原３丁目３番３号
破産者　鹿野　　誠
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２８８７号**
札幌市西区発寒６条11丁目１番32号　コーポまつはし101号
破産者　神馬　幸恵（旧姓濱舘）
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第２８号**
秋田県男鹿市北浦湯本字一の森下６番地16
破産者　加藤　文隆
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７６号**
千葉県山武郡横芝光町北清水4643番地12
破産者　廣瀬　　武
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２１年（フ）第１３４号**
千葉県東金市上谷1808番地13
破産者　志田　麻紀
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２１年（フ）第４６７号**
川崎市多摩区長沢４丁目２番９―305号、開始決定時の住所川崎市麻生区高石５―14―５
破産者　田中　静馬
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４６８号**
川崎市多摩区長沢４丁目２番９―305号、開始決定時の住所川崎市麻生区高石５―14―５
破産者　田中登美枝
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４９９号**
川崎市川崎区大島１丁目15番３号、居所川崎市幸区南加瀬５―18―12
破産者　池田　和隆
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第５３１号**
川崎市幸区下平間143番地　サンシャインハイム301、前住所川崎市幸区遠藤町64番地１グランシティユーロレジデンス川崎105
破産者　浦山　利博
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２０年（フ）第２３３号**
富山県氷見市柳田508番地
破産者　西田　　明
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第１５８号**
富山県高岡市東下関５番１号
破産者　三邉　弘造
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２１年（フ）第４２号**
岐阜県美濃加茂市蜂屋町下蜂屋165番地
破産者　石原　信子
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部